

## 第1節

## 検案の実施体制の充実

**1 警察等の検視・調査への立会いや検案する医師のネットワーク強化に関する協力**  
【施策番号41】(再掲)

P25 【施策番号27】参照

**2 死体検案研修会の充実**  
【施策番号42】(再掲)

P4 【施策番号3】参照

**3 異状死死因究明支援事業等の検証等**  
【施策番号43】(再掲)

P5 【施策番号4】参照

**4 死亡時画像診断に関する研修会の充実**  
【施策番号44】(再掲)

P6 【施策番号7】参照

**5 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力**  
【施策番号45】(再掲)

P22 【施策番号24】参照

**6 小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析等**  
【施策番号46】(再掲)

P7 【施策番号8】参照

## 7 検案する医師や死亡時画像を読影する医師への解剖等の結果の還元

【施策番号47】(再掲)

P6【施策番号6】参照

## 8 異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援

【施策番号48】

厚生労働省においては、平成22年度以降、都道府県における死因究明の体制づくりを推進することを目的として、都道府県知事が必要と判断する解剖や死亡時画像診断の実施等に要する費用を補助する異状死死因究明支援事業を実施している。

令和5年度は、39都道府県から、都道府県知事が必要と判断した解剖や死亡時画像診断等の検査又は地方協議会の開催に要する経費に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

### 資5-1-8 異状死死因究明支援事業の概要

#### 異状死死因究明支援事業

##### 目的

- 異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県等に、死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する経費や、死因究明等推進地方協議会を開催する際の会議費等について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進する。

##### 事業内容

- 補助先: 都道府県その他厚生労働大臣が認める者
  - 補助率: 1/2
  - ① 法医学教室との連携等により、都道府県等の判断で解剖を実施
  - ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
  - ③ 感染症の検査、薬毒物検査等の実施
  - ④ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費(旅費、謝金、会議費等)の財政的支援
- ※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき実施するものを除く。

##### 【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県数	30	24	27	31	39

※令和5年度は交付決定した都道府県数

出典：厚生労働省資料による

## 9 検案に際して行われる検査の費用等の金額の基準や算定根拠の在り方に係る研究の実施等

【施策番号 49】

厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明等に関する研究を推進しており、その中で、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について検討が行われてきた。

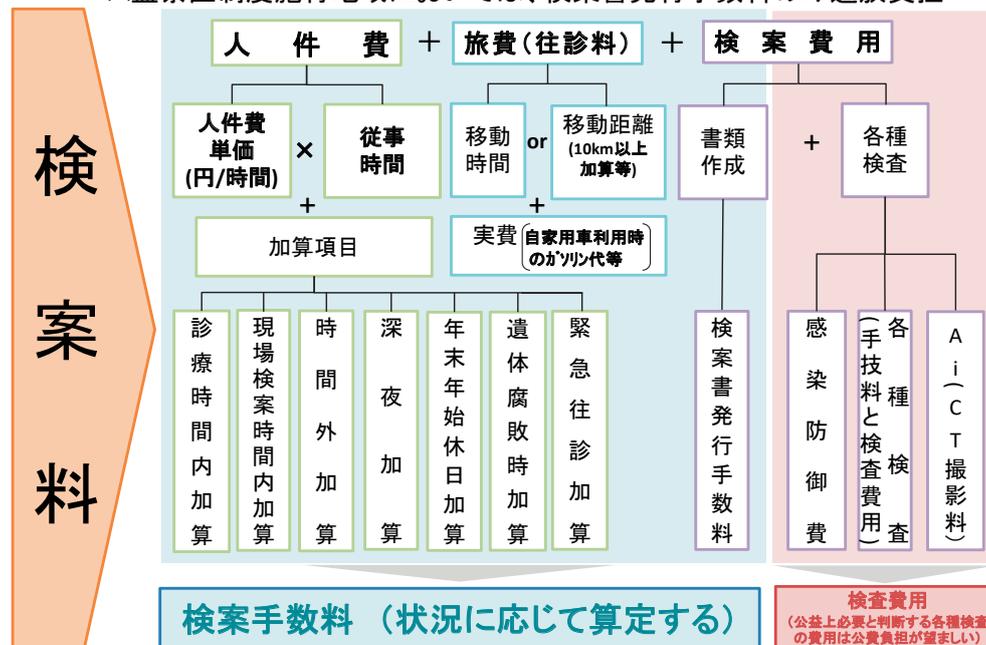
令和5年度は、警察業務に協力している又は検案の現場を担っている医師を対象として全国的な調査を行い、検査の費用や検案書発行料の金額基準や算定根拠についての考え方に関するアンケート調査（死体検案料に関する意識調査）を実施した。これまで本研究にて検討してきた検案料についての基本的な考え方と、今回の調査対象者の大半の考え方に大きな相違はなかった。この結果は、検案書発行料等の金額基準や算定根拠の目安の検討の一助になると考えられる。

資 5-1-9

厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「死因究明等の推進に関する研究」における検案料支払い基準の検討（概要）

### 検案料支払い基準を検討する際に考慮する要素

※監察医制度施行地域においては、検案書発行手数料のみ遺族負担



出典：厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)「死因究明等の推進に関する研究」令和3年度～令和5年度総合研究報告書

## 10 死亡診断書（死体検案書）の様式等の必要な見直し及び電子的交付の検討

【施策番号 50】

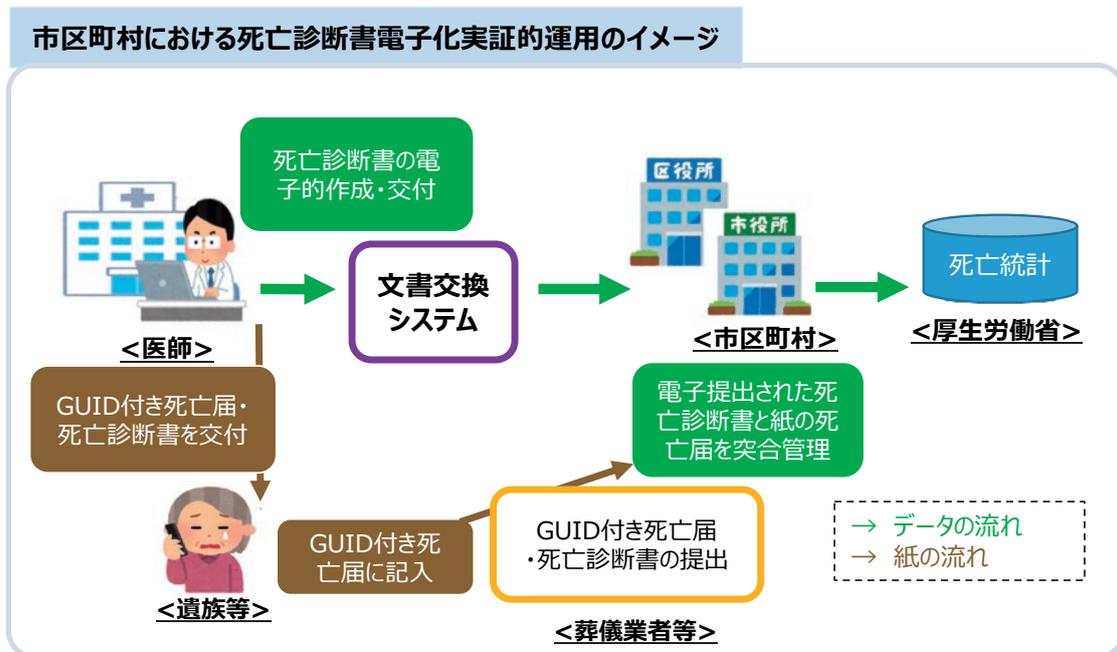
厚生労働省においては、平成26年度以降、厚生労働科学研究費補助金や厚生労働行政推進調査事業費補助金により、死因究明等に関する研究を推進しており、その中で、死亡診断書等の様式や電子的交付について検討が行われてきた。

令和3年度は、医療機関と市区町村の間で利用されている既存の文書交換システムを利用して、死亡診断書をオンラインで提出する仕組みの実証研究が行われた。

令和4年度は、死亡診断書等を電子的に地方公共団体へ提出する枠組みを検証し、技術上・運用上の課題とともに整理を行った。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）において、死亡診断書の提出を含めた死亡に関する手続のオンライン化に向けて、課題の整理を行う旨が記載された。厚生労働省においては、これらの研究や政府全体のデジタル化の取組方針を踏まえながら、死亡診断書等の電子的交付について、関係省庁と連携して検討を進めている。

資5-1-10 厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「死因究明等の推進に関する研究」における市区町村における死亡診断書電子化実証的運用のイメージ



出典：厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)「死因究明等の推進に関する研究」令和3年度～令和5年度総合研究報告書

## 11 死体検案に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に法医学者に相談できる体制の運用

【施策番号51】

厚生労働省においては、平成30年度以降、一般臨床医等が検案に当たって的確な判断を行えるよう、日本医師会に委託して、検案に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っている。

令和2年度までは、一部の地域を対象にするなど試行的な運用を行っていたが、令和3年度以降、全国的な運用を開始しており、地方協議会等の場において、同事業の普及啓発を図っている。

### 資5-1-11 死体検案相談事業の概要

#### 死体検案相談事業

- 監察医制度のない地域では、一般に、臨床医学を専門とする検案医が、死体検案を実施。
- 検案医が警察の依頼に基づく検視立会い及びこれに伴う死体検案を行う際、法医学を専門とする医師に電話等で相談できるよう「検案相談窓口」を設置することにより、検案体制を強化。



- 死因判定等の難しい検案事例において法医の意見を仰ぐことで、死因究明の正確性の向上に資する。

出典：厚生労働省資料による

## 12 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

### 【施策番号 52】

文部科学省においては、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力について、基本法や死因究明等推進計画の内容等の説明の機会を通じて、大学に要請している。

令和5年度は、全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

## 第2節

## 解剖等の実施体制の充実

### 1 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力

【施策番号53】(再掲)

P22【施策番号24】参照

### 2 死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関、大学等の施設・設備を整備する費用の支援

【施策番号54】

厚生労働省においては、平成22年度以降、死因究明体制の構築を推進することを目的として、死因究明に関し中核的な役割を果たす医療機関等に対し、死因究明のための解剖や死亡時画像診断の実施に必要な施設及び設備の整備に要する費用を補助する死亡時画像診断システム等整備事業を実施している。

令和5年度は、11都道府県から、CT画像診断装置の購入に要する経費等に係る補助金の交付申請を受け付け、交付決定した。

#### 資5-2-2 死亡時画像診断システム等整備事業の概要

#### 死亡時画像診断システム等整備事業

##### 目的

○ 死因究明のための死体解剖の実施に必要な設備及び死亡時画像診断システムを導入する都道府県等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ること。

##### 事業内容

○ 補助先: 都道府県等 ○ 補助率: 1/2

##### ①施設整備

死因究明のための死体解剖又は死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(解剖室、薬物検査室、CT室、MRI室)の支援

##### ②設備整備

死因究明のための死体解剖又は死亡時画像診断の実施に必要な設備購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)の支援



##### 【本事業の補助金を活用した都道府県数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県数	3	2	1	5	11

※令和5年度は交付決定した都道府県数

出典：厚生労働省資料による

### 3 異状死死因究明支援事業による解剖・検査に必要な費用の支援

【施策番号55】(再掲)

P43【施策番号48】参照

### 4 死因究明等の実施体制の充実に係る取組に対する大学施設等の活用等を通じた協力の要請

【施策番号56】(再掲)

P47【施策番号52】参照

## TOPICS

### 5 令和6年能登半島地震における日本法医学会の検案医派遣活動

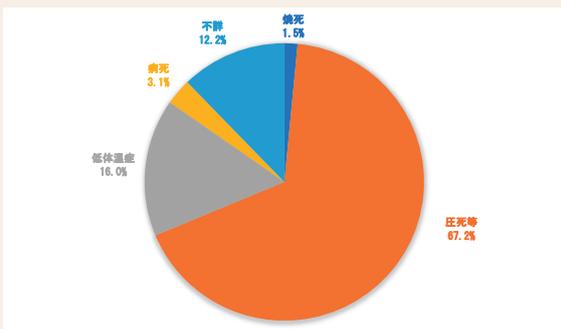
日本法医学会においては、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の被災地における検案への応援派遣を行った。

大規模災害では、災害現地の法医学関連機関及び医師会・歯科医師会等は、対応可能な能力を超える検案等の業務に直面することから、日本法医学会では、検案等の業務に従事する医師や歯科医師等を派遣すること等を目的として「特定非営利活動法人日本法医学会大規模災害対応計画」を作成している。今回、当該計画に基づき、1月2日に日本法医学会災害時死体検案支援対策本部を立ち上げ、1月6日から1月22日までの17日間、派遣第1日夕方から第3日夕方までの3日間の日程で8期間、1期～3期が各4名、4期と5期が各2名、6期～8期が各1名の検案する医師が派遣された。なお、石川県警察からの死体調査等への立会いの要請を受けて、日本法医学会から派遣されるよりも前に同県の法医学教室の医師が検案に携わった（0期、1名）。検案で必要となるマスク、手袋、エプロン、ピンセット等の資器材については、最初に現地入りしたチーム（1期）及び発生直後に現地入りした石川県の検案する医師（0期）が持参したもので対応することができ、不足等は生じなかったが、遺体を洗う水については、断水のためペットボトル水を使用した。死体検案書の写しについては、日本法医学会事務局（東京都監察医務院）に準備してあった3連複写式死体検案書を急遽取り寄せて対応した。日本法医学会災害時死体検案支援対策本部から、現地の状況や死体検案書記載のアウトライン等は日本法医学会のメーリングリストで周知されており、混乱なく対応することができた。

日本法医学会派遣検案医等が対応した遺体は131体であり、そのうち、0期が28体、1期が81体と全体の83.2%を占め、2期以降は1体～6体で推移した。死因については、圧死、頸部・胸部圧迫・体位性窒息等の家屋倒壊に伴うものが88体と全体の67.2%を占め、その他、低体温症が21体（16.0%）、焼死が2体（1.5%）、病死が4体（3.1%）、不詳が16体（12.2%）であった。

今回の地震では、発生直後から警察庁と日本法医学会が密接に連絡を取り、死体調査等への立会いや検案する医師の派遣及び検案は円滑に行われたが、発生当初、現地の状況（死者数等）把握が困難であり、同医師を派遣するか否かの判断が難しく、派遣までに数日要しており、同県の法医学教室の医師に負担をかける形となった。さらに、食料、水及び寝具（寝袋）は持参する必要があるため、防寒対策並びにトイレについては課題があったことから、種々の状況を想定して日頃から準備することの重要性を痛感した。

【日本法医学会派遣検案医等が対応した遺体の死因】



出典：日本法医学会資料による

【輪島市に設置された遺体安置所】



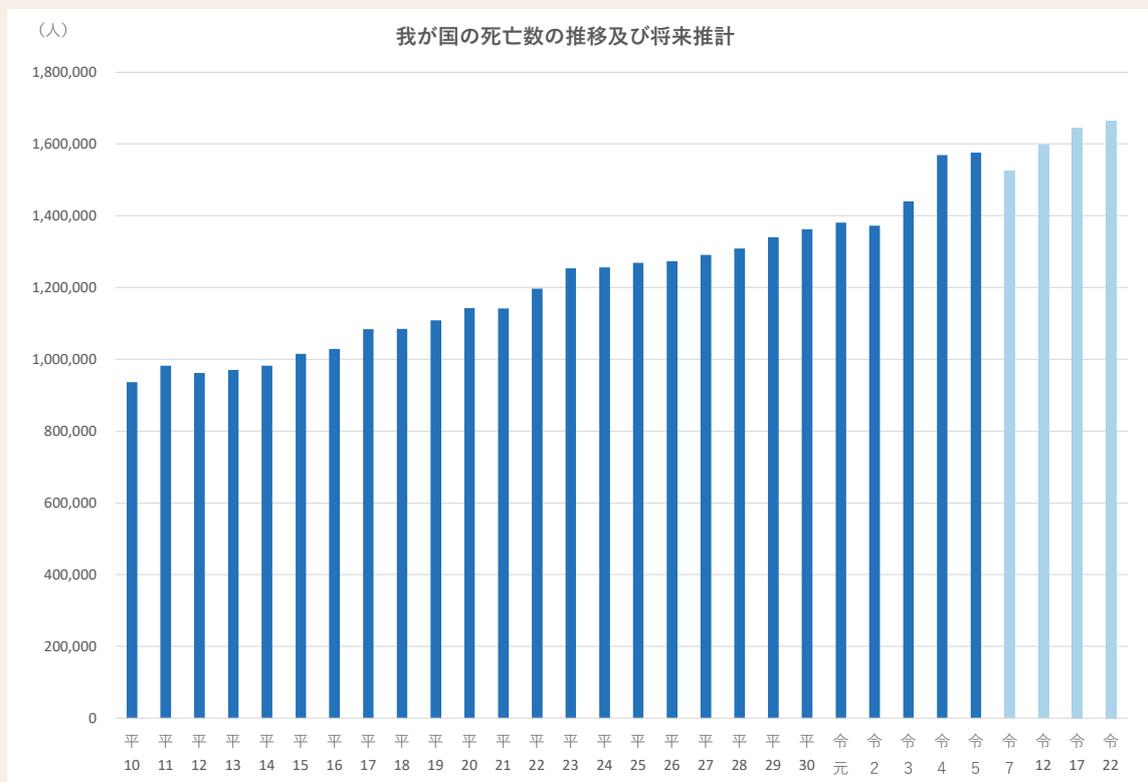
写真提供：日本法医学会

## TOPICS

## 6 我が国における死亡数等の推移と各都道府県における解剖実施体制

我が国の死亡数は、増加傾向にあり、平成15年には100万人を超え、令和5年は157万6,016人にまで達している。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位）によれば、今後も死亡数の増加は続き、令和22年には約166万5千人にまで増加すると推計されている。



出典：厚生労働省資料による

こうした中、警察や海上保安庁が取り扱った死体のうち、犯罪の嫌疑が認められるものは司法解剖が、司法解剖の対象ではなくとも、その死因が、警察等として被害の拡大・再発防止等の措置を講ずる必要があるような市民生活に危害を及ぼすものであるか否かを確認するため、必要があるものは調査法解剖が、それぞれ実施されている。

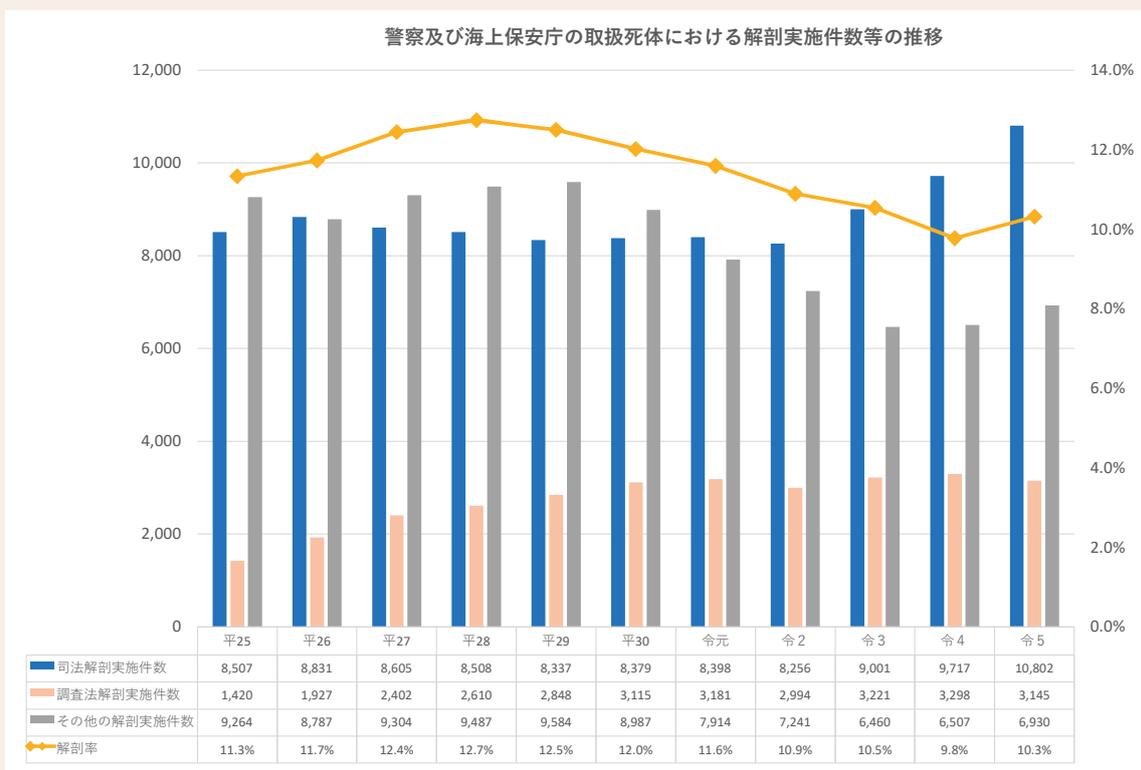
また、これらの解剖が実施されない場合でも、公衆衛生等の観点から（例えば、感染症による死亡が疑われる死体について、その死因を明らかにして感染拡大防止措置の要否等を判断する必要がある場合）、死体解剖保存法の規定に基づき、監察医解剖が実施されたり、遺族の承諾を得て、医師等の判断による解剖（以下「承諾解剖」という。）が実施されたりするケースもある。

警察及び海上保安庁が取り扱った死体について、死因・身元調査法が施行された平成25年から令

## TOPICS

和5年までの間の解剖率<sup>注6)</sup>をみると、平成25年の11.3%から平成28年の12.7%に徐々に上昇し、その後、令和5年の10.3%まで減少している。

また、解剖の種別ごとにその実施件数をみると、司法解剖の実施件数は令和3年以降増加傾向にある一方、調査法解剖の実施件数は平成30年以降概ね横ばいであり、その他の解剖（監察医解剖、承諾解剖等をいう。以下同じ。）の実施件数は、平成30年以降減少傾向にある。



※ 令和3年以降は警察における取扱死体に交通関係による死者を含む。

出典：厚生労働省資料による

このうち、令和5年の解剖の実施状況を都道府県ごとにみると、特に、その他の解剖については、28都道府県において1件も実施されていないなど、公衆衛生等の観点から解剖が行われているかどうかは、地域によって大きな差がみられる。

さらに、こうした解剖は、大学の法医学教室、一部の地域に設置されている監察医務機関等において実施されているが、これらの法医解剖実施機関において解剖等を実施する常勤職員の法医の数<sup>注7)</sup>は、12都道府県において1名のみであり、人的体制の脆弱性が見受けられる。

近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、こうした感染症に感染している可能性のある死体について、これらの機関に解剖が委託されるケースも少なくないが、解剖における感染

注6) 警察及び海上保安庁が取り扱った死体のうち、解剖が実施されたものの割合。

注7) ここにおいて法医の数は、①法医学の教授及び准教授の医師、②死体解剖資格を有し、法医学を専門としている医師、③監察医のうち、厚生労働省で把握している人員数をいう。

## TOPICS

予防のために望ましいとされる空調設備等が十分に整備されていない機関も多く、施設・設備面での体制が十分とは言い難い。

こうした中、厚生労働省においては、各地域において、必要な解剖等が実施される体制の構築が推進されるよう、都道府県知事が必要と判断する解剖等の実施費用を補助する事業や、解剖等の実施に必要な施設及び設備の整備費用を補助する事業、各地域における死因究明拠点の整備を推進するための死因究明拠点整備モデル事業等を実施している。また、令和5年5月から令和6年2月にかけて、厚生労働省に置かれた本部の下、多方面の有識者を構成員とする死因究明等推進計画検証等推進会議を開催し、こうした死因究明の実態やこれら事業の成果等を踏まえつつ、死因究明等推進計画の見直しに向けた議論を行った。

## 7 筑波剖検センターの取組

筑波剖検センター（所在地：茨城県つくば市）は、茨城県内における異状死体のうち、犯罪性がないと判断された死体の死因究明を本務としており、茨城県の委託を受けて公益財団法人筑波メディカルセンターが運営している事業所である。

当初は承諾解剖と病理解剖（病死した患者の死因又は病因及び病態を究明するための解剖をいう。以下同じ。）を担当していたが、その後、病理解剖の受け入れを停止し、検案、死亡時画像診断、調査法解剖等を新規受託することとして現在に至っている。依頼元は主として茨城県警察であるが、死亡時画像診断では検案する医師からの依頼もある。

業務実績は年度により増減が大きいですが、令和5年度は解剖86件（承諾解剖41件、調査法解剖45件）、検案359件、死後CT検査456件、死後MRI検査9件を実施した。長期的にみると、解剖は減少傾向、検案や死亡時画像診断は増加傾向にある。

スタッフは、医師、臨床検査技師、診療放射線技師、事務担当職員で構成される。専従スタッフは医師1名のみで、その他のスタッフは筑波メディカルセンター病院の職員が兼務している。なお薬毒物検査は施設内での対応が困難であり、外部検査機関に業務委託している。

事業収入は承諾解剖に対して県から支払われる補助金、調査法解剖、検視・調査への立会いに対して県警察から支払われる謝金、死亡時画像診断に対する検査料、死体検案書に対する文書料等であり、近年は概ね収支均衡を維持している。

筑波剖検センターの活動の特徴として、死亡時画像診断の積極的な活用がある。通常の死体検案では外表の検査によって死因を判定するが、外表から体内の状況进行评估することは難しい。検案の依頼を受けた場合は可能な限りCT検査やMRI検査を行って体内の状態を確認している。その結果、外表観察では想定できなかった重篤な病変、損傷の存在が明らかとなり死因が確定した症例は多数存在する。死亡時画像診断でも死因不詳の場合は解剖の実施を検討し、正確な死因判定を目指している。解剖依頼を受けた場合も、解剖前に原則として全例で死亡時画像診断を行っている。事前に体内の状況の概要を把握することで、解剖範囲や解剖方法を入念に検討することができ、精度の高い解剖実施が可能となる。

解剖結果は依頼元に文書で報告し、検案では死体検案書を遺族等に交付している。遺族、保険会社、労働基準監督署等から結果に関する問い合わせを受けることがあるが、直接回答することを原則としている。これにより、正確な死因統計の作成や、保険業務の適切な処理等に寄与している。

法医解剖は全て大学法医学教室が担当する地域が多いところ、茨城県では、司法解剖は大学法医学教室が担当する一方、承諾解剖や調査法解剖は筑波剖検センターが担当していることが大きな特徴である。今後も独立した事業所として地域の死因究明業務に関わり、解剖や死亡時画像診断を併用しながら、死因判定の精度向上を目指していく。



写真提供：筑波剖検センター